

小鹿野町道の駅両神温泉薬師の湯
リニューアル事業（設計・施工）
公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月

小鹿野町まちづくり観光課地域商社推進室

小鹿野町道の駅両神温泉薬師の湯リニューアル事業（設計・施工） 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

道の駅両神温泉薬師の湯は、平成3年にオープンして以来、休憩室、農林産物直売所等が計画的に整備され、平成5年度には展望浴場が整備された。しかし、その後の大規模なリニューアルがされないまま、およそ30年が経過しており、時代のニーズに乗り遅れた施設となっている。現状の施設でのさらなる集客増には限界があり、ハード面での高付加価値化は早急の課題である。観光庁の地域一体型高付加価値化事業に併せ、現在の日帰り温泉施設のトレンドに沿った改修を行うこととする。

道の駅両神温泉薬師の湯リニューアル事業を実施するにあたり、総合振興計画における観光レクリエーションゾーンに位置づくこと、年間5万人以上が訪れる施設であることを踏まえ、両神国民休養地の一角に位置するという地域の特性を活かし、本施設のコンセプトを「森林」と位置づけ計画し、幅広い年齢層に受け入れられ、地域の交流が促進されるとともに、デザインや機能、話題性などを備えた地域の先進的施設となる提案をお願いするものである。

また、既存施設のリニューアル事業であること、デザインや機能を最優先とした提案を求めるため、設計時から既存施設の構造を理解し、確実な施工が可能な提案であることを求めるため、設計と施工を一括してスケジュール監理し、なおかつ国庫補助事業によるリニューアル事業であることから、事業のスピード化を図ること、広く事業者の創意工夫と確実な施工能力を求めることが必要なため、公開型プロポーザル方式によるものとする。

2 事業コンセプト

「森林」をイメージできる日帰り温泉施設

3 プロポーザルの概要

(1) 名称

小鹿野町道の駅両神温泉薬師の湯リニューアル事業（設計・施工）

(2) 業務場所

埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄2380番地
小鹿野町道の駅両神温泉薬師の湯

(3) 業務内容

本事業は、事業者提案に基づき、道の駅両神温泉薬師の湯リニューアル事業の設計・施工を一括発注方式で行うものとする。

(4) 事業概要

道の駅両神温泉薬師の湯リニューアル事業の設計・施工及び監理業務（業者提案）

(5) 履行期間

契約日から令和6年3月29日（金）まで

(6) 総事業費（上限額）

40,000,000円以内（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

(7) プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

4 業務の全体スケジュール

公募及び全体スケジュールは以下の予定とする。ただし、都合により変更となる場合がある。

項 目	スケジュール
公募型プロポーザル手続き開始の公開	令和5年9月1日（金）
現地説明会	随時（希望者は連絡下さい）
質問の受付	令和5年9月13日（水）
質問に対する回答期限	令和5年9月15日（金）
参加表明書等の提出期限	令和5年9月20日（水）
参加資格要件確認結果通知	令和5年9月21日（木）
企画提案書の提出期限	令和5年10月10日（火）
提案書類審査結果通知（1次審査）	令和5年10月16日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和5年10月25日（水） 予定
審査結果の通知	令和5年10月30日（月） 予定
契約の締結	令和5年11月上旬
施設改修の設計・施工	令和5年11月上旬～令和6年3月29日

5 参加資格

(1) 参加者は次に掲げる事項を全て満たしていることを条件とする。

ア 本プロポーザル手続き開始の公開日前までにおいて令和5・6年度小鹿野町建設工事等競争入札参加資格者名簿に建築工事業で登録されている者。かつ対象工事に対応する業種（建築）の経営事項審査の総合評定値が1,000点以上であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ウ 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。

エ 本プロポーザル手続き開始日において、埼玉県内に本店又は代表権を委任されたものを持つ支店もしくは営業所を有する者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。

カ 道の駅両神温泉薬師の湯施設の設計について、設計管理技術者が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。

キ 本プロポーザルの参加表明書の提出期限までにおいて、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしていない者。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

ク 本プロポーザルの募集手続の公開から参加表明書の提出期限までにおいて、小鹿野町建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置及び小鹿野町建設工事等暴力団排除措置要項に基づく指名除外措置を受けていない者、及び埼玉県内の公共機関から入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ケ 消費税、地方消費税、市町村税及び法人税を滞納していないこと。

6 参加申請

(1) 受付期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月20日（水）まで（土曜日・日曜日及び休日は除く。）

申請の受付は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までは除く。）

(2) 提出先

提出は、持参又は郵送とする。

提出先は、下記のとおりとする。

〒368-0201 埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄 2395

小鹿野町まちづくり観光課 地域商社推進室

電話番号 0494-72-8080

F A X 0494-26-5680

E-mail kanko@town.ogano.lg.jp

※ 持参の場合には書類の確認を行うので、申請に際しては事前に連絡の上持参すること。

7 提出書類等

参加申請する際には、別に配布する仕様書を参考にし、以下の書類を正本・副本各一部ずつ提出するものとする。

- (1) 参加表明書（様式第1号）
- (2) 実施体制調書（様式第3号）
- (3) プロポーザル参加資格に関する宣誓書（様式第4号）
- (4) 配置予定技術者届出書（任意様式）
- (5) 経営事項審査の写し

- (6) 一級建築士事務所登録証の写し
- (7) 事業費の内訳書（任意様式）

8 質疑及び回答

本要領及び要求水準書の内容に不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 質問期間

令和5年9月1日（金）～ 令和5年9月13日（水）午後5時

(2) 提出先

小鹿野町まちづくり観光課 地域商社推進室

TEL 0494-72-8080

E-mail : kanko@town.ogano.lg.jp

(3) 提出方法

質問書（様式第2号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにて提出することとする。その際、電子メールの件名に「小鹿野町両神温泉薬師の湯リニューアル事業質問書」と記載すること。

※受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。

(4) 回答方法

提出された質問書に対する回答は、随時、小鹿野町ホームページにて公開する。
最終回答日 令和5年9月15日（金）

9 企画提案書

本プロポーザルに参加する者（以下「企画提案者」という）は、企画提案書（様式第5号）を作成し、提出すること。提案数は、1者につき1案に限る。

(1) 提出期間

令和5年10月10日（火）まで（土曜日・日曜日及び休日は除く。）企画提案書の受付は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までは除く。）

(2) 提出先

提出は、持参又は郵送とする。

提出先は、下記のとおりとする。

〒368-0201 埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄 2395

小鹿野町まちづくり観光課 地域商社推進室

電話番号 0494-72-8080

F A X 0494-26-5680

E-mail kanko@town.ogano.lg.jp

※ 持参の場合には書類の確認を行うので、申請に際して事前に連絡の上持参すること。

(3) 提出書類

提出書類は次の①～⑤で構成する

- ① 企画提案書
- ② 提案内容の概要図（レイアウト、建物間取図、完成予想イラストなど）
- ③ 事業費内訳書
- ④ 計画工程表
- ⑤ その他提案施設に関する概要図、仕様に関する資料（提案する場合のみ）

(4) 提出部数

- ・ 提案書正本（①～⑤をつづったもの）【会社名記載あり押印あり】 1部
- ・ 提案書副本（①～⑤をつづったもの）【会社名記載なし押印なし】 1部
- ・ 提案書副本電子データ（PDF形式）一式（CD-R等で提出）

※提案書副本は、審査で利用するため、すべての書類において、会社名等の特定できる記載および押印は行わないこと。（部数等要調整）

10 審査及び選定方法等

(1) 受注候補者の選定にあたっては、提出された企画提案書および受注候補者庁内選定委員会（以下「選定委員会」という）でのプレゼンテーションを実施し、選定を行う。

(2) 審査の手続

ア 申請書類の確認

申請書類については、小鹿野町まちづくり観光課地域商社推進室で書類確認、参加資格等の確認を行い、連絡の上、参加資格要件確認結果を送付する。

イ 書類審査（一次審査）

提出された企画提案書を、まちづくり観光課地域商社推進室にて書類審査（一次審査）を行う。書類審査（一次審査）の結果に基づき上位5者程度を選定し、二次審査を行うこととする。なお、一次審査の得点を二次審査へ持ち越すことはない。

ウ 提案審査（二次審査）

選定委員会による提案審査を実施する。（応募者多数だった場合には、一次審査で選定された者）（10月25日（水）（予定））

提案審査では、プレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションの出席者はグループの代表者を含む4名以内までとする。ヒアリングの時間については、参加資格確認後に連絡する。

なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも審査を行うものとする。

エ 候補者の選定

提案審査終了後、最優秀提案（第1位）の者を受注候補者として選定する。

ただし、最優秀提案であっても選定委員の評価点の平均が60点未満となった場合は、受注候補者の選定がない結果となる場合がある。

※応募者が少数の場合、書類審査とプレゼンテーションを同時に行う場合がある。

1 1 選定審査対象除外

次に掲げる事項に該当するときは選考対象から除外する。

- (1) 申請書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
- (2) この要領に違反、又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- (3) 提出期間内に必要な書類が整わなかったとき。
- (4) その他不正行為等が認められ、町が当該の者を契約の相手方として不適當であると判断したとき。

1 2 選定結果の通知・公表

(1) 事業者選定

選定は、選定委員会での評価を基に、評価点の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を受注候補者として、第2位を次点候補者とする。

審査の結果、最高点のものが同点で2者以上ある場合は、評価項目の「全体コンセプト」の得点が高いものから順に受注候補者、次点候補者を決定する。それでもなお、同点の場合、事業費内訳書の金額の低い提案者を受注候補者とする。

(2) 選定結果の通知予定時期

選定結果については、令和5年10月30日(予定)付け文書で知らせるとともに、選定結果について、小鹿野町ホームページに掲載する。

1 3 契約相手方の決定

- (1) 「1 1 選定結果の通知・公表」において特定した受注候補者から見積書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 契約はプロポーザルの内容・価格等に準拠して締結されるものとする。
- (3) 受注候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴収し随意契約を行うものとする。

1 4 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員、小鹿野町職員及び本件関係者に対して、本件案件についての接触を禁止する。

接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。

(2) 虚偽の記載をした場合の無効

申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 追加文書の提出

本町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(4) 資料等の目的外使用の禁止

本町が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本町の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

(5) 費用負担

本プロポーザルの参加に関する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(6) 提出された書類等の取扱い・著作権

・提出された書類等の著作権は提出者に帰属するものとする。ただし、小鹿野町が事業者選定の公表等に必要な場合には、小鹿野町は提出された書類等の著作権を無償で使用できるものとする。また、提出された書類等は、小鹿野町情報公開条例により、個人情報及び事業者の技術ノウハウを除き、原則公開の対象となることをご了承願いたい。

については、公表しないとの条件で提案書に記載する提案者が保有する特別な技術情報等に関しては、提案書に本プロポーザルの審査に使用する以外には、秘匿とする旨を明記すること。また、秘匿とする部分については、提案書全体ではなく特定部分に限定すること。

なお、秘匿とする指定をされた部分についても、提案採用後の実装等により、公益上の理由で公開とする場合がある。

・提出された書類等については、返却しない。なお、提出された書類等は受注候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

・提案者は、提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとし、審査方法及び選考結果に対する異議申立ては受け付けないので、ご了承願いたい。

15 問い合わせ先

〒368-0201 埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄 2395

小鹿野町まちづくり観光課 地域商社推進室

電話番号 0494-72-8080

F A X 0494-26-5680

E-mail kanko@town.ogano.lg.jp